

部活動規約

部活動担当

第1章 全般について

1. 意義・目的

中学校の部活動は、生徒の心身の健全な育成と豊かな人間形成を図る上で、極めて大きな意義を持つ教育活動である。

- (1) 異年齢集団による人間関係の形成、仲間意識の向上・信頼関係の構築
- (2) 心身のリフレッシュ
- (3) 自主性、自発性の育成

2. 入部・退部について

- (1) 入部は1人、1つの部のみとする。

- (2) 部活動の加入については、希望制とする。

- 学校外において野球やサッカー等のクラブチームに所属し、継続的に活動している生徒については、部活動に加入することもでき、その場合には『入部届』も併せて提出する。また、学校外において野球やサッカー等のクラブチームに所属している生徒は、『入部届・継続願』に所属チームについて記入する。

- (3) 1年生の入部については下記のように定める。

- 1年生については、仮入部期間を経て、『入部届』を、担任・顧問に期間内に提出し、部結成を経て本入部となる。
- 仮入部期間については下記のように定める
 - 希望する部活の活動場所において、仮入部をする。
 - 期間中の土日、祝日の参加はしない。
 - 仮入部の日は安全上、顧問が必ずつける日のみとする。生徒のみでの活動は行わない。
 - 服装について、仮入部は部活の活動に応じて、体育着・ジャージ、又は制服とする。

- (4) 2・3年生の手続きについては、年度当初に、『継続届』を担任・顧問に期間内に提出し、部結成を経て本入部となる。

- (5) 退部・転部については下記のように定める。

生徒個々の理由によりやむを得ず退部に至るような場合、保護者の承諾だけでなく、所属している部活動顧問及び担任と面談等を重ねた上、慎重に進める。決定したら、『退部届』を担任に提出する。

また転部についても同様で、担任を中心に当該生徒及び保護者の意向を汲み取りながら、転部を希望する部活動顧問と調整を図り、必要に応じて、当該生徒に対し仮入部期間を設けるなど様子を見る。

退部届、入部届をそれぞれ担任、顧問に提出する。

※退部・転部の主な流れ

- ①生徒が各顧問に退部の意志を伝える。
- ②各顧問は生徒の状況を担任に伝える。担任、顧問は生徒の状況を踏まえ、生徒と面談したり、その生徒の保護者と連絡をとるなどして、なるべく継続できるように指導する。
- ③②の結果、退部し、他の部へ移ることが最適であると顧問、担任、学年主任が判断した場合、顧問は退部届けを生徒に渡す。同時に担任は転部先を生徒と相談する。
- ④生徒は退部届けを担任に提出する。担任は捺印し、生徒に返却する。
- ⑤生徒は担任印がなされている退部届けを顧問に提出する。【退部完了】
- ⑥担任は生徒の仮入部を生徒とともに、各顧問に口頭で申し出る。
- ⑦一定の期間の仮入部の後、顧問は入部届けを生徒に渡す。
- ⑧生徒は入部届けを担任に提出する。担任は捺印し、生徒に返却する。
- ⑨生徒は担任印がなされている入部届けを顧問に提出する。【転部完了】

3. 設置部活動について

(1) 部はその性質により、運動部と文化部に分ける。

(2) 部活動は、下記の通り運動部 15、文化部 7 の計 22 とする。

運動部【15】		
陸上競技部	野球部	サッカー部
女子ソフトテニス部	ハンドボール部（男子）	剣道部
男子バスケットボール部	女子バスケットボール部	男子バレーボール部
女子バレーボール部	バドミントン部	男子卓球部
女子卓球部	ボート部	
文化部【7】		
吹奏楽部	美術部	家政部
英語部	科学部	パソコン部
生活部		

※生活部は特別支援級の生徒のみ、入部することができる。

※上記以外で、活動は行っていないが、中体連主催の大会に戸田中代表として参加することができる。（体操・水泳・柔道・他）

(3) 各部活動では部長・副部長をそれぞれ選出する。

4. 部活動の新設について

新しく部を設ける場合は、次の条件を満たしたものを校長が承認する。

- (1) 指導者（本校教職員）が、2 名以上つくことができること。
- (2) 人数については、活動や大会への参加が可能な人数とする。
- (3) 学校教育の立場から、教育的価値があると校長が判断したとき。

5. 部活動の廃部について

指導が著しく困難な場合（顧問の減少、参加生徒の減少、活動場所の減少、生徒指導上の問題等）は、校長の決定により部の活動を廃止することができる。

- (1) 顧問の減少…複数顧問ができない。主顧問・副顧問制にした場合、副顧問が 3 部活以上兼任しないものとする。
- (2) 参加生徒の減少…運動部については、大会参加可能人数の半数 + 1 人
(バスケであれば $5 \div 2 = 2.5$ 人なので 3 人)
文化部については、3 人とする。（吹奏楽部については 5 人とする。）

※廃部の主な流れ

- ①★団体競技（サッカー・野球・バスケ等）の部活において、新年度の入部届・継続願締め切り時点で、1・2年の部員の合計が『大会参加可能人数の半数＋1人』以下となった時点で、廃部の対象とする。
★個人種目を含む部活（陸上・テニス等）の部活動において、新年度の入部届・継続願締め切り時点で、1・2年の部員の合計が『4名』以下となった時点で廃部の対象とする。
★文化部の部活動において、新年度の入部届・継続願締め切り時点で、1・2年の部員の合計が、『3名（吹奏楽については5名）』以下となった時点で、廃部の対象とする。
- ②上記の廃部の対象となった時点で、その後の方向性を職員会議で速やかに確認する。
また、職員会議で検討後、廃部が決定した場合には、次年度の新入部員の募集は行わない。
- ③廃部の規定にのっとり、次年度の新入部員の募集を行わないと決定した部に、入部届を提出している1年生への対応について、
★期間を設け、他部活への再入部。または来年度の学総までに限って、当該部活での活動を選択する機会を与える。
- ④廃部規定にのっとり、次年度の募集停止となった部活動に継続願を提出した2年生への対応について
★希望する場合は、卒業までの活動を認める。公式戦への出場については、可能な限り配慮を行う。
- ⑤合同チームを検討する際には、他校の状況や、合同練習等が可能かを検討したうえで判断する。また他部活から、応援として、部員を借りる場合は、該当生徒の部活動、学習等に無理がないようにし、保護者に了承を得たうえで、可とする。
- ⑥年度途中で、活動ができなくなった（部員がいなくなった）部活動の顧問は、運営委員会で協議のうえ、新たな部活動への指導にあたることとする。

第2章 活動について

1. 活動規則について

部活動で儲ける規則については、校則に準じたものであること。

2. 活動計画について

各部活動の顧問は、戸田市部活動方針を参考にし、部活動の目標、休養日や活動時間、大会等への参加について計画的に設定し、生徒や保護者に周知しなければならない。

3. 活動時間について

(1) 平日の活動については以下のように設定する。

- 平日の活動時間は1日2時間以内とする。
- 完全下校時刻<校門を完全に出る時刻>は下記の通りである。

3月～新人戦	新人戦翌日～2月
18:00	17:30

※1年生の仮入部期間中の完全下校時間は 仮入部 17:00とする。

- 新人戦後の完全下校時間については、運動部と文化部の活動状況に応じて以下のように設定する

【運動部】原則的に新人戦終了の翌日より17:30完全下校とする。

ただし競技によって、団体戦は敗退したが個人戦は勝ち抜いた場合など、個人戦を勝ち抜いた生徒および補欠生徒以外については17:30完全下校とする。

【文化部】新人戦二市大会集中日1日目から17:30完全下校とする。

ただし、各種コンクールおよび学校行事に向けての活動が優先されるような場合、この限りではない。校長または教頭に活動延長の許可を得ること。

○ 朝練習は行わないこととする。

(2) 休日の活動については以下のように設定する。

○ 休日の活動時間は3時間程度以内とする。

また、休日の部活動の完全下校時刻については、上記に準ずる。

4. 休養日の設定について

(1) 平日のうち少なくとも1日以上 及び 休日のうち少なくとも1日以上を休養日として設定する。ただし、月に1度のふれあいデーは部活動禁止とする。

(2) 定期テスト前1週間（テストが2日間の場合は1日目から数える）から、定期テスト当日（テストが2日間の場合は2日目）までは、部活動禁止期間とする。

(3) 長期休業中の活動については以下のように休養日を設定する。

○ 夏季については、学校閉庁日は部活動禁止期間とする。

○ 冬季については、学校閉庁日は部活動禁止期間とする。

5. 大会等の前1ヶ月の間における2週間の例外について

(1) 上記の『3. 活動時間について』，以下のような例外を校長の承認により認めることができる。

○ 活動時間を延長することができる。ただし、戸田市部活動方針に準ずる

○ 例外を認めることができるが、全ての活動時間を合計して週16時間を超えることがないよう配慮することとする。

(2) 上記の『4. 休養日の設定について』，例外を校長の承認により認めることができる。しかし大会後にまとめた休養日を設定する等、生徒及び教員が十分な休養をとれるよう配慮することとする。

(3) (1)，(2)の例外が認められる大会やコンクール等については、中体連や中体連相当の文科系の各連盟が主催する大会等及びそれらに相当するものとして校長が認めるものに限る、年間2つまでとする。

6. 3年生の部活動について

(1) 3年生の部活動の引退については下記のように定める。

【運動部活動生徒の引退】

学校総合体育大会終了後とする。ただし、その他各種大会（協会主催の大会等）への参加の予定がある場合には、その大会終了後まで参加を認める。

【文化部活動生徒の引退】

夏季に行われる県吹奏楽連盟主催の大会終了後とする。ただし、その他各種コンクール等への参加の予定がある場合は、その終了後まで参加を認める。

- (2) 部活動引退後の3年生の部活動への参加については、公立高校入試の合格発表の日までは、部活動への参加は認めない。公立高校入試の合格発表が終了した翌日以降、部活動への参加希望のある生徒は以下の事を守ること。

- 参加前日までには、顧問の許可を得ること。
- 部活動に参加する際は、原則的に後輩と同じ時間、練習内容等に取り組むこと。
- 学校の規則を守ること。(服装面・自転車使用禁止・不要物の持ち込み禁止)
- 後輩の参加する大会やコンクール等の応援については認めない。

7. その他・活動上の留意点

- 練習内容は、全部員を対象とし、技術面や大会における勝敗だけではなく、部の規律・協調性・チームワーク等を考える。
- 礼儀・規律を大切にし、挨拶や適切な言葉づかいができるようにする。
- 先輩・後輩の温かい人間関係を築く。
- 3年生が部活を終えた後、三送会を行う場合は、過度な催しをしないよう考慮する。
- 以上の規約に反する行為があり、著しく活動内容が悪い場合は、部全体又は該当の部活動を停止処分にする場合もある。
- 下校時刻を過ぎた場合、1回目の場合はイエローカードを部活動担当が発行し、2週間以内にもう一度下校時刻を過ぎると、レッドカード(3日間の活動停止後、奉仕活動)となる。
 - ※奉仕活動 平常授業の日：3日間奉仕活動だけを行い、練習はできない。
 - 特別時間の日：2時間の奉仕作業後に練習をしても良い。
- 部活動で使用する購入する服装については、顧問の裁量とする。
- 部活動の時間は、活動場所にカバン等荷物を必ず持っていき、そのまま下校する。
終了後教室には戻らない。
- 活動の最後には、使用した場所の消灯・戸締りを確認する。
- 各学期末の給食のない日に弁当を持参させるか、再登校にするかは顧問の裁量とする。
弁当を食べる場所については、原則顧問の教室とするが、状況に応じて割り振りを行う。
また終業式の日に関しては、通知表を持っている点から必ず再登校とする。

第3章 その他

1. 部活動の位置付けや目標を踏まえ、教員等による行き過ぎた指導、年齢や目標の異なる生徒間のトラブルを防止し、適切な健康管理と安全管理により事故を防止すること。
2. 外部指導者の招聘については、各部活動の実情により、顧問と校長が慎重に協議し、進めること。
3. 事故発生時の対応について
万が一、部活動中、事故が発生した際は学校管理下、学校管理下外を問わず管理職に報告すること。
また、校外で活動する場合は、『部活動月別計画表』を管理職へ必ず事前に提出しておくこと。

【事故速報について】（戸教政策 67 号／平成 28 年 4 月 8 日付）

ア 警察、病院、消防署等が関与した場合

イ 当該事故により医師の治療を受けた場合

※骨折、縫合、手術、入院等（軽傷は除くが、救急車利用の際は必ず報告する。）

ウ いじめと判断する事案が発生した場合

エ 報道機関への対応が必要と思われる場合

オ 当事者間でトラブルに発展する可能性がある場合

※怪我、窃盗、盗難、生命への危機等

カ 他校生や卒業生等の関与がある場合

キ その他、報告が必要と校長が判断した場合